

- 府内の事業所において、自己消費を目的に再生可能エネルギー設備及び効率的利用設備（蓄電池、EMS）の新設・増設に要する経費の一部を補助。
 - 平成27年度から事業を実施。令和3年度の採択実績は全9件。
 - ※ 補助金申請前に、京都府の条例に基づく計画認定を受ける必要あり。
- (詳細) https://chiemori.jp/smart/support/y2022/r4_saiene.html

対象
中小企業者（資本金1億円以下）
医療法人
社会福祉法人
学校法人
NPO法人等

募集期間
R4.5.6 ~ R5.1.27
※府確認期限：R5.1.18

補助対象経費
設計費、工事費、機械器具費、測量試験費

再生可能エネルギーの導入

蓄電池・EMS

再生可能エネルギーってなに？

太陽光 

太陽の光エネルギーを太陽電池によって電気をつくります。

風力 

風のかでプロペラをまわし、その回転運動によって発電機で電気をつくります。

水力 

水の流れるエネルギーでタービンを回して電気をつくります。

太陽熱 

太陽の熱エネルギーを利用してお湯をつくり、給湯や暖房、冷房などに使うことができます。

バイオマス 

動植物などの生物資源をエネルギー源にして電気や熱をつくります。

地熱 

地下に蓄えられた地熱エネルギーを蒸気や熱水などで取り出し、電気や熱をつくります。



補助率・上限額
補助対象経費の 1/3 以内
※但し、再生可能エネルギー設備、蓄電池及びEMSの3つを導入する場合は、補助対象経費の1/2 以内
上限：400万円

05 再エネ補助金（募集期間・事業期間・申請の流れ等）

募集期間
R4.5.6 ~
R5.1.27

再生可能
エネルギー設備



蓄電池 or EMS
and

補助対象経費

(1) 設計費、(2) 工事費、(3) 機械器具費、(4) 測量試験費

申請の流れ

(随時受付・
審査・採択)

Step① 府・脱炭素社会推進課

- 京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例に基づく自立的地域活用型再生可能エネルギー導入等計画の認定を受ける。
(府の確認期限：R5.1.18)

Step② 府・脱炭素社会推進課

(太陽光発電設備を導入する事業のみ)

- 京都版CO2排出量取引制度運営規則に規定する排出量取引制度に参加することにより京都独自クレジットの創出を計画している事業に係る確認を受ける。
(府の確認期限：R5.1.18)

Step③ 知恵森・スマート社会推進部 (提出期限：R5.1.27)

- 上記①・②に関する書類及び本補助事業に必要な資料をご提出いただく。

事業期間
R5.2.28まで

05 再エネ補助金（主な注意点・R3との差異）

主な注意点

①補助対象事業

(1) 中小企業者等（京都府内の工場、事業場、店舗等）に自己消費を目的として、再生可能エネルギー設備及び効率的利用設備を導入しようとする事業

※ 固定価格買取制度による全量売電及び売電を目的とする設備設置は対象となりません。

(2) 非営利団体等（京都府内の地域住民と協働し、再生可能エネルギー設備（太陽光発電設備を除く）を導入し、得られたエネルギーを地域で利用しようとする事業

②主な注意点

- 上記（1）について、災害その他の非常の場合に、導入する再エネ設備等が、当該再エネ設備により発電された電気をその設置場所において一般の利用に供することができる構造であること。
- 補助対象となる設備に対し、京都府からの公的補助金を受けていない、若しくは受ける見込みがないこと。ただし、国の補助金等を併用する場合は、全額対象とならない場合があります。
- 事業所と住居が同一の建物に再エネ設備を設置する際、事業所と住居で使用する電力が明確に区分できない場合には認定の対象となりません。
- 太陽光発電設備を導入する事業にあっては、事前に京都府の確認を受ける必要あり。

③R3との差異

- 再エネ条例第7条又は第7条の2に基づく再生可能エネルギー設備の導入義務を履行するための設備設置は対象となりません。

ア：延床面積300 m²以上2,000 m²未満の新築・増築 → 義務量 3万MJ/年

イ：延床面積 2,000 m²以上の新築・増築 → 義務量 6万～45万MJ/年
(延床面積×30MJ)

05 再エネ補助金（採択者の声・事業完了後）

採択者様のその後

最近災害が多く、
病院で管理する
薬剤の非常用電
力が確保できた

ソーラーパネルを
設置することで、
自社の必要なエ
ネルギーを補うこ
とができた

災害などで停電
が生じた際は、近
隣地域の皆様にも
電力を開放し
ていきたい

省エネ・再エネへ
の意識向上・
SDGs への取組
に繋げることがで
きた

事業完了後

(1) 事業が完了した後は、7日以内の実績報告書を当法人に提出してください。
(遅くとも令和5年3月7日(火)までに提出いただく必要があります。)



(2) 実績報告書の提出後に、当法人の職員が事業実施場所に赴き、完了検査
(現地検査)を実施します。

(3) 完了検査後に補助金の額を確定します。

(4) 補助金は、額の確定後にお支払いします。(精算払い)

05 再エネ補助金（設備に係る要件：太陽光発電設備）

京都府の手引きより

（1）再エネ設備（太陽光発電設備に限る。）

- ① 発電設備の内容が具体的に特定されていること（製品の製造事業者及び型式番号等の記載が必要）。
- ② 以下のいずれかの基準に該当すること。
 - ア 再生可能エネルギー特別措置法に基づく固定価格買取制度（FIT 制度）における設備認定基準に準拠する設備（JP-AC 太陽光パネル型登録リスト）
 - イ **JIS 基準**（JISC8990、JISC8991、JISC8992-1、JISC8992-2）又はJIS 基準に準じた認証（JET（一般財団法人電気安全環境研究所）による認証等を受けたもの）。
- ③ 導入設備が初期に期待される性能を維持できるような保証又は**メンテナンス体制が確保**されていること。

本要件はFIT 認定要件に準じており、FIT における太陽光パネル型式登録リストに記載の型番は要件を満たします（<https://www.fit-portal.go.jp/>）。

05 再エネ補助金（設備に係る要件：蓄電池）

京都府の手引きより

（2）蓄電池

① 性能及び表示基準

ア 蓄電容量、定格容量、繰り返し充放電耐久性（サイクル耐久性）に関して、一定の基準※を満たすこと。

イ 再生可能エネルギーの自家消費量を増加させるために、当該再生可能エネルギーを効果的に蓄電できるモードを有していること。

（非常用の電力確保を目的として限定的に再生可能エネルギーを蓄電するものは対象外）

ウ 初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示※がなされていること。

② 安全基準

ア 蓄電池部が、JIS C8715-2 又はこれと同等の規格を満足すること。

イ 蓄電システムが、JIS C4412-1 若しくはJIC C4412-2 又はこれらと同等の規格を満足すること。

ウ 単セル又は蓄電システムのいずれかが震災対策基準※に準拠すること。

③ 保証年数

メーカー保証年数が1年以上であり、サイクル試験※による性能基準が3650回以上であること。

※③保証年数を除き、それぞれの詳細基準は、一般社団法人環境競争イニシアチブ（SII）の登録基準に準ずる。

京都府の手引きより

（3）エネルギーマネジメントシステム

- ① 当該事業所等における受電電力量の計測が可能であること。
- ② 当該事業所等における30 分間以内の時間間隔ごとの受電電力量を閲覧できること。
- ③ 受電電力量を、1 日以内の単位で1 3ヶ月以上及び30 分以内の単位で1ヶ月以上保存する機能を有すること。
- ④ 一つ以上の機器に対して、外部から省エネに資する自動制御を行う機能（省エネモードを含む）を有していること。

※エネルギー使用量を削減するための制御または蓄エネルギー機器のピークカット/ピークシフト制御を自動的に実行できること。（使用者の確認を介した半自動制御を含む）

※蓄電システム等に内蔵された機能は含まない。

（4）その他（災害時の地域活用要件）

自立運転機能（停電時に外部からの電力供給を要せずに発電を再開できる機能をいう。）を有し、1.5 キロワット以上の自立運転出力を確保すること。

災害時の活用が可能な給電用コンセントを有すること。

05 再エネ補助金（各部署の問合せ先）

Step① 府・計画認定

- 京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例に基づく自立的地域活用型再生可能エネルギー導入等計画の認定を受ける。

（府の確認期限：

R5.1.18）

京都府府民環境部
脱炭素社会推進課

TEL：075-414-4298

住所：

京都市上京区下立売通新町
西入藪ノ内町

（京都府庁2号館2階）

E-mail：

energy@pref.kyoto.lg.jp

Step② 府・計画確認

（太陽光発電設備を導入する事業のみ）

- 京都版CO2排出量取引制度運営規則に規定する排出量取引制度に参加することにより京都独自クレジットの創出を計画している事業に係る確認を受ける。

（府の確認期限：R5.1.18）

京都府府民環境部
脱炭素社会推進課

TEL：075-414-4708

住所：

京都市上京区下立売通新町西
入藪ノ内町

（京都府庁2号館2階）

E-mail：

tikyu@pref.kyoto.lg.jp

Step③

知恵森・申請書類の提出等

- 左記①・②に関する書類及び本補助事業に必要な資料をご提出いただく。

（提出期限：

R5.1.27）

京都知恵産業創造の森
TEL：

075-353-2303

住所：

京都市下京区四条
通室町東入函谷鉾
町78番地 京都経済
センター3階

E-mail：

smart@chiemori.jp